

# 令和6年度大学等奨学生募集要項

公益財団法人 五所川原市教育振興会

本会は、優秀な学生生徒で経済的な理由のため就学困難な者に学資を貸与して、有為な人材の育成に寄与すること及び教育文化施設整備に対する助成並びに学術研究者等に助成を行い、五所川原市における教育文化の発展に尽くすことを目的としております。

この目的を達成するための事業（学資の貸与事業）として、本会では大学等奨学生を募集します。

**1 募集期間** 令和6年1月9日（火） ～ 令和6年2月9日（金）

**2 募集人員** 大学等奨学生 10名程度

**3 出願資格** 次の全ての項目に該当する者

①令和6年4月に大学等（原則として各種学校、専門学校を除く）に入学予定の者。

※ 青森職業能力開発短期大学校、弘前高等技術専門学校に入学予定の方も申し込みできます。

②五所川原市内在住者の子弟。

③人物、学業ともに優秀で、かつ健康であるが、経済的な理由のため就学困難な者。

④過去3年間の全教科の平均成績が、5段階評価でおおむね3.5以上の者。

※ ただし、高校卒業程度認定試験合格者の場合は、全科目のうちA評価が半数以上の者。

※ 他の奨学金を受給している方でも、本奨学金の貸与を受けることができます。

**4 奨学金**

①国公立、私立ともに6.5万円となります。（内訳：貸与分5.5万円、給付分1.0万円）

②給付分1.0万円は返還不要のため、実際の返還額は5.5万円となります。

③3月下旬に入学支度金として一括支給します。

④返還金は無利子です。

⑤返還期間は原則として卒業した年の10月から8年以内となります。（繰上返還も可）

**5 出願方法**

出願に際しては、①奨学生願書（様式第3号）、②奨学生推薦調書（様式第4号）、

③下記8の添付書類を取り揃え、在学学校又は出身校を通して出願してください。

奨学生願書及び奨学生推薦調書の様式は、各学校に配布していますので、お問合せください。（高校卒業程度認定試験合格者の場合、下記事務局までお問い合わせください。）

また、下記URLからもダウンロードできます。

([https://www.city.goshogawara.lg.jp/kyouiku/kyoikushinkokai\\_shogakukin.html](https://www.city.goshogawara.lg.jp/kyouiku/kyoikushinkokai_shogakukin.html))

## 6 奨学生願書について（様式第3号）

別紙記入例を参照し、不明の点は下記事務局へ問合せで正確に記入してください。

- ※ 進学志望校について、すでに合格又は推薦入学が決定している場合は、証明書等（合格通知書・入学許可書等）の写しを添付してください。

## 7 奨学生推薦調書について（様式第4号）

- ※ 学校に記入してもらってください。ただし、高校卒業程度認定試験合格者の場合は、親族以外の第三者に記入してもらってください。
- ※ 推薦順位については、出願学生生徒数〇人中〇位と記入してください。
- ※ 判定の特別控除・振興会認定欄は記入不要です。

## 8 添付書類について

	種 類	発行先
(1)	住民票謄本（世帯全員分が記載されたもの）	市役所市民課、 各総合支所
(2)	令和5年度所得課税証明書（収入のある方全員分）	市役所税務課、 各総合支所
(3)	令和5年度公課金証明書 （土地・家屋等を所有している場合のみ、所有者全員分）	
(4)	令和5年分源泉徴収票又は確定申告書のコピー	勤務先等より
(5)	合格成績証明書（高校卒業程度認定試験合格者のみ）	文部科学省

※ 上記書類の発行手数料は、出願者の自己負担となります。

※ 上記書類は（5）以外、奨学生願書（様式第3号）の家族状況欄の記載者全員分が必要です。（生計を共にする同居している住民票上の別世帯も含む）

## 9 奨学生の選定

2月下旬に奨学生選定委員会を開催して願書等の書類審査を行い、奨学生選定基準に従って経済的理由を重視しながら、適格度の高い人から奨学生を選定します。

## 10 採否決定の通知

3月上旬に採否の結果を学校及び出願者に通知します。

## 11 出願申込・問い合わせ先

〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

公益財団法人 五所川原市教育振興会事務局

（五所川原市教育委員会教育総務課内）

電話：0173-35-2111

内線：2911 担当：工藤